

1. 件名：検査制度の運用に関する日本原子力研究開発機構等との面談
2. 日時：令和2年8月7日（金）13：30～16：00
3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせテーブル（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
核燃料施設等監視部門
熊谷統括監視指導官、栗崎企画調査官、服部上席監視指導官、木村主任監視指導官、福吉主任監視指導官、鈴木主任監視指導官、赤澤主任監視指導官、関主任監視指導官、福原監視指導官、小野原子力運転検査官
専門検査部門
村尾企画調査官、大東首席原子力専門検査官、中田上席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官
日本原燃株式会社 安全・品質本部部長 他8名
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所臨界ホット試験技術部次長 他18名
三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長 他4名
原子燃料工業株式会社 東海環境安全部安全管理グループ長 他3名
日本核燃料開発株式会社 保安管理部長 他4名
㈱グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 保安管理課 課長
東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 原子炉管理部長 他2名
東京都市大学 原子力研究所 品質マネジメントシステム管理責任者 他2名
立教大学 原子力研究所 所長 他3名
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 放射線管理室長 他1名
株式会社日立製作所 王禅寺センタ長 他3名
近畿大学 原子力研究所 准教授 他1名
京都大学複合原子力科学研究所 准教授 中央管理室副室長
公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター参事 他1名
公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター非常勤参事

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、前回面談時に出された質問（保安規定認可前における定期事業者検査、廃止措置施設における施設管理の目標、放射線環境モニタリングの扱い）への回答を行った。
- (2) 原子力規制庁から、配布資料（1）に基づき定期事業者検査における開始時報告の記載例及び前回面談時に分かりにくいとの意見があった施設管理における一定の期間について再度説明を行った。核燃料施設の設置者（以下「設置者」という。）から、

例えば制御棒駆動装置のように運転を終了すれば次の運転直前の検査まで性能維持の必要のないものがあると考えますが、その場合においても一定の期間を確保する必要があるのかとの質問があり、後日回答する旨を伝えた。

- (3) 原子力規制庁から、配布資料(2)に基づき原子力規制検査の評価について解説を行った。設置者から軽微となるかどうかの判断を行うための参考となる軽微事例集を作成することを考えているとの話があり、原子力規制庁としても過去のWGで議論したとおり、スクリーニングの判断にあたっての相場観の醸成には設置者の協力が必要であり引き続き協力を御願いたい旨を伝えた。
- (4) 原子力規制庁から、核燃料施設の保安規定について、新検査制度の開始に伴い使用する機会が増えたことから配備等の協力を御願いたい旨を伝えた。
- (5) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)から、配布資料(3)に基づき、核燃料サイクル工学研究所のCAP活動について説明があり、構内の業者からのインプット情報、良好事例の取扱い等について意見交換を行い、施設の規模に応じた適切な体制で運用していくことが重要との趣旨を共有した。
- (6) 原子力規制庁から、配布資料(4)に基づき「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に記載されているリスクを捉えて事故を未然に防止する仕組み(CAP)について説明を行なった。
- (7) 三菱原子燃料(株)から、配布資料(5)に基づき加工規則改正に伴う保存すべき施設管理の記録について説明があり、原子力規制庁から、設計及び工事に関する記録については、原子力規制検査での確認対象となる場合があることから、次回面談時に作成すべき記録の案を提示することとした。
- (8) 設置者から、定期事業者検査の報告に関し、事業規則に「終了したときにあっては遅滞なく」とあるが「遅滞なく」とは具体的には何日以内か、検査の途中で事業者検査の項目名を変更した場合は補正が必要か、有効性評価結果はいつ提出するか等の質問があり、次回面談時に回答することとした。

6. 配布資料

- (1) 定期事業者検査報告書(案)(原子力規制庁資料)
- (2) 原子力規制検査の評価～解説～(原子力規制庁資料)
- (3) 核燃料サイクル工学研究所のCAP活動について(JAEA資料)
- (4) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」リスクを捉えて事故を未然に防止する仕組み(CAP)(原子力規制庁資料)
- (5) 加工規則改正に伴う保存すべき施設管理の記録 について(三菱原子燃料(株)資料)